

入札参加要領		
入札参加資格	<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>	
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和5年8月23日（水）午後5時00分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和5年8月28日（月）午後1時30分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 本部ビル</p> <p>〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p>
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和5年8月23日（水）午後5時00分まで
申込先・ 入札に関する 問合せ先	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 根岸</p> <p>電話：03-5450-8595（平日9:00～17:00）E-mail：h_negishi@setagaya.j.or.jp</p>	
仕様に関する 問合せ先	<p>①特別養護老人ホーム芦花ホーム 管理係 鈴木 電話：03-5317-1094（平日9:00～17:00）</p> <p>②特別養護老人ホーム上北沢ホーム 管理係 本間 電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00）</p>	

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団  
理事長 様

## 入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

# 入 札 書

## 1. 件 名

特別養護老人ホーム第三者評価に伴う調査委託契約

## 2. 金 額 (消費税込み)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、  
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社 名

代表者

氏 名

## 仕 様 書

- 1 件名  
特別養護老人ホーム第三者評価に伴う調査委託契約
- 2 履行期間  
契約の日から令和6年3月31日
- 3 履行施設

	施設名称	住所	利用定員	職員数（常勤・非常勤） 令和5年8月1日現在
1	特別養護老人ホーム 芦花ホーム	世田谷区粕谷 2-23-1	特養 107	73
2	特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	世田谷区上北沢 1-28-17	特養 104	63

#### 4 業務委託の目的

東京都福祉サービス評価推進機構が指定した項目についてのアンケート用紙等を作成し、評価者による利用者への面接聞き取りによって回収し、利用者の調査を行う。評価は、利用者調査及び事業評価の両方を実施し、その評価結果を今後の特別養護老人ホームの運営、サービス向上等、分析に資する基礎的な資料とする。

#### 5 委託内容

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲とし、受託者を乙とする。

##### (1) 説明・周知

乙は、施設職員への説明及び利用者等への周知をする。

周知の際は、甲が用意した封筒を使用する。

##### (2) 利用者調査

乙は、東京都福祉サービス評価推進機構が指定した項目についてのアンケート用紙を作成し、利用者の状態に配慮する必要がある事項について、事業者と十分協議の上、評価者による利用者への面接聞き取りによって回収し、利用者の調査を実施する。

##### (3) 経営層・職員自己評価

乙は、東京都福祉サービス評価推進機構が指定した項目の用紙を作成し、施設長及び職員（常勤・非常勤）が直接記入した用紙を回収する。

##### (4) 訪問調査

乙の評価者（福祉系評価者を2名以上配置し、内1名は高齢福祉施設経験のある者を配属する）は、直接施設に赴き、東京都の第三者評価によって定められた内容について施設見学及び施設長へのヒアリングを実施する。

なお、訪問調査の時期や方法等については、感染症の蔓延状況や施設内感染症対策を踏まえ、施設担当者と事前に協議し、決定する。

(5) 評価結果

乙の評価者は、利用者アンケート、家族へのアンケート及び経営層・自己評価調査結果の集計を行い、評価結果報告書を作成する。

乙は施設長あてに評価結果を開示し、確認する。

確認された評価結果を、乙が東京都福祉サービス評価推進機構へ提出する。

(6) その他

第三者評価の実施にあたり、利用者及び家族への説明を十分に行い、利用者との面接及び関連文書の閲覧については利用者等の同意を得ること。

調査日については、施設と十分な調整の上行うこと。

基準内評価に加えて、家族アンケートや場面観察等を実施し、より質の高い評価を行うこと。

6 成果物

本業務における成果物として「特別養護老人ホーム等第三者評価」に係る評価結果報告書（2部及びデータ／CD-ROM）を施設ごとに作成し、実施施設に2部（データ／CD-ROMを含む）、それぞれ令和6年3月31日までに提出すること。なお成果物の権利は甲に帰属する。

7 納品場所

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係

所在地：世田谷区世田谷1-23-2 電話：03-5450-8595

8 支払い

検査合格後、請求に基づき一括払いとする。

9 その他

(1) 別紙「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。

(2) 不明な点については、担当者と協議すること。

(3) 本仕様書に記載のない事由が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意を持って対応すること。

担当者

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

芦花ホーム管理係 鈴木

電話 03-5317-1094

上北沢ホーム管理係 本間

電話 03-3306-5155

## 請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

### (秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。  
また、契約期間満了後も同様とする。

### (再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。  
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。  
また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

### (目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。  
また、第三者に提供してはならない。

### (返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

### (複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複製し、または複製してはならない。  
甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

### (授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

### (立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

### (事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面で甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### (反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。
  - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。